

非核自治体運動についての覚書：一試論

石川，捷治
九州大学法学部助教授

<https://doi.org/10.15017/1886>

出版情報：法政研究. 55 (1), pp.79-111, 1988-10-07. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

非核自治体運動についての覚書

—— 一 試 論 ——

石川 捷治

- 一 はじめに
- 二 非核自治体宣言・非核自治体づくり
- 三 非核自治体運動の展開とその特徴
- 四 非核自治体運動の歴史的意義
- 五 おわりに

はじめに

今日の世界が直面する最重要課題の一つが核戦争の防止と核廃絶にあることはほとんどの人が認めるであろう。一九八七年十二月の米ソINF（中距離核戦力）全廃条約は、核兵器のごく一部とはいえ、これまでのように軍拡の「上限」を決めたものではなく実際に削減を実現した点において、核軍縮の第一歩、出発点としての大きな意味をもつといえる。核兵器の一路増強によって特徴づけられる戦後国際政治の転換点となる可能性を有している。もちろ

ん、これによって核軍縮が直ちに進展するわけではなく、核兵器と核抑止論にしがみついている勢力のまきかえしが強まっていることも事実である。また核兵器の「近代化」も前面に出てきている。

だが、一九八〇年代にはいって盛りあがり始めた世界の反核・平和運動が、米ソ核超大国の政府の動向をも部分的であれ、規定する力をもちはじめたことは注目していいと思う。⁽²⁾一九八二年六月の第二回国連軍縮特別総会(The Second U.N. Special Session on Disarmament, SSD II)が開催された以降の六年間の変化をみてもそのことはいえそうである。一九八二年六月一二日のニューヨーク・セントラルパークでの反核一〇〇万人集会は、世界各地から参加した人々に、「人間は核戦争を阻止し、核兵器を廃絶できる」⁽³⁾草の根(人民)は、内部にいろんな矛盾を持ちながらも、平和を創るといふ一点では連帯できる⁽³⁾という確信を与えたものの、SSD IIそのものは「銃一丁の削減もできなかった」という結果に終わった。同時に開かれたNGO(非政府組織)向けのブリーフィング集会において、各国の大使、とくに西側大国の大使は「市民運動や世論の必要性は否定しないが、米ソ両大国が動かなければどうにもならない。両大国を動かす力は、市民運動や世論にはない」といふ点を強調した。⁽⁴⁾

たしかに一九八二年当時は、反核・平和の市民運動と世論は、国際政治や米ソ両超大国に直接的な影響を与えることはできなかった。しかし、SSD II以降のさまざまな反核・平和運動の展開は、国際政治に影響を及ぼし、核兵器廃絶を国際政治の現実的課題として押しあげた。それらの運動には、各国における核兵器の新規配備阻止、核兵器搭載艦船寄港反対闘争、軍事基地反対闘争、をはじめ、アメリカ合衆国におけるアトミックソルジャーたちの闘い、ユタ州住民の闘い、アメリカ・インディアンの生存と人権をかけた闘い⁽⁵⁾、ニュージーランド、ベラウ、フィジー、フィリピンなど非核・非同盟・米軍基地撤去をかかげて、太平洋を核戦略の海から非核の海へかえる闘い、さまざまな国における反原発運動や核汚染・放射線被害に反対する闘争⁽⁶⁾などがある。

このような多種多様な反核・平和運動のなかで、最近とくに注目されているものの一つに、非核自治体運動がある。この運動は、非核・平和の実現への努力を国家や政府がしない、あるいはできないのであれば、自治体をテコに、自治体から民衆の力でそれを実現していこうという発想にもとづくものである。非核自治体 (Nuclear Free Zone of Autonomies, Nuclear Free Local Authority, Nuclear Free Town, Nuclear Free Zone of Community) とは、非核・平和宣言をおこなった自治体のことであるが、①行政区域内（上空・水域を含む）を非核にすることを宣言によって明確に意思表示し、それを実現している自治体、および②それを目指すことを宣言している自治体が含まれる。②の場合、政府によって行政区域内に核基地を強制され、また、核兵器生産工場をかかえこまされている自治体であっても、核兵器の撤去を政府や軍に要求し、非核のための宣言と政策を実施している自治体は非核自治体に含められる。⁽⁷⁾ 例えば、沖縄・名護市は一九八二年四月に非核宣言を行なったが、同市には核兵器を貯蔵しているとみられている辺野古弾薬庫が存在する。同市の宣言は「辺野古弾薬庫との同居を拒否し、何よりもまず自らが住むこの地域の即時非核化を求め⁽⁸⁾る」としている。なお米軍基地所在自治体である、三沢市（三沢基地）、福生市（横田基地）、岩国市（岩国基地）、佐世保市（佐世保基地）などでは、いずれも非核宣言を行っていない。

非核自治体運動は一九八〇年代のはじめイギリスから始った。今日、「地球的に考え、地域から動行を (Think globally, act locally)」 「地域から平和を創る」などを合言葉とするこの運動は、全世界二四カ国において、四一〇以上の非核自治体を誕生させ、日本においても一三〇〇をこえる非核自治体を生みだしている。そしてニュージーランドでは、国の政策を変え、核搭載艦船の寄港を拒否する非核政策を進めている。同国では、非核自治体に支えられた「非核の政府」を出現させた。ニュージーランドの非核政策は、南太平洋の非核地帯化やその後のデンマーク、フィリピンをはじめ国際的にも大きな影響を及ぼしている。日本においても、一三〇〇をこえる非核自治体が、地域

の非核化と非核事業のための努力を行なっている。

本稿は、この非核自治体運動の展開過程を追いながら、この運動の特徴および意義について若干の考察を行なおうとするものである。もとより、この運動は緒についたばかりであって、何ごとかを断定的に評価することはきわめて困難な作業である。と同時に、筆者の時間的能力的制約から、この小論が今後の研究のための「覚書」にすぎないことを、予めお断りしておきたい。

- (1) 鴨 武彦「INF交渉にみる国際政治」(『国際政治学入門』法学セミナー増刊、一九八八年四月) 参照。なおその背景としての国際政治の基本動向・基調については、谷川榮彦「激動する世界情勢の基調」(同所収)を参照されたい。
- (2) 例えば、アメリカの核凍結運動がレーガン政権の核政策に与えた影響については、北川智恵子「米国民運動と核兵器交渉政策」(日本国際政治学会編『現代の軍縮問題』、一九八五年一〇月刊・所収) 参照。
- (3) 一九八二年六月十二日のニューヨーク一〇〇万人集会については、*The New York Times*, New York, Sunday, June 13, 1982, *Children & June 12*, Lend a hand, 1982, *Come Walk with Us*. June 7th through 12th. 1982., 『地球を覆う草の根のうねり—SSDⅡ行動日本代表団の記録・一九八二6/4—6/24』、第二回国連軍縮特別総会に核兵器完全禁止と軍縮を要請する国民運動推進連絡会議、一九八二年、一七—二三ページ。歴史教育者協議会編『反核・軍縮時代の平和教育』地歴社、一九八二年八月、七二—七八ページ。法政平和大学編『草の根から平和を』勁草書房、一九八五年四月、一〇—一八ページ。
- (4) International NGO Briefing Assembly on SSDⅡ, 1982., 前掲『地球を覆う草の根のうねり』、一七—二三ページ。
- (5) 例えば、春名幹男『ヒバクシャ・イン・USA』岩波新書、一九八五年、を参照されたい。
- (6) 例えば、吉川勇一他著『反核の論理』柘植書房、一九八二年、佐藤昌一郎編著『世界の反核運動』新日本出版社、一九八四年、「核被害者世界大会の衝撃」『毎日新聞』一九八七年十一月五日朝刊。
- (7) 佐藤昌一郎「非核自治体(運動)の展開と歴史的意義—日本と世界の各国で」(森田俊男編著『非核自治体—抗議・学習・

連帯』汐文社、一九八七年十月、所収）、二九ページ、参照。

(8) 名護市の非核宣言については、『全国非核自治体宣言文集』（非核自治体通信別冊）、オリジン出版センター、一九八五年八月六日、九二ページ。

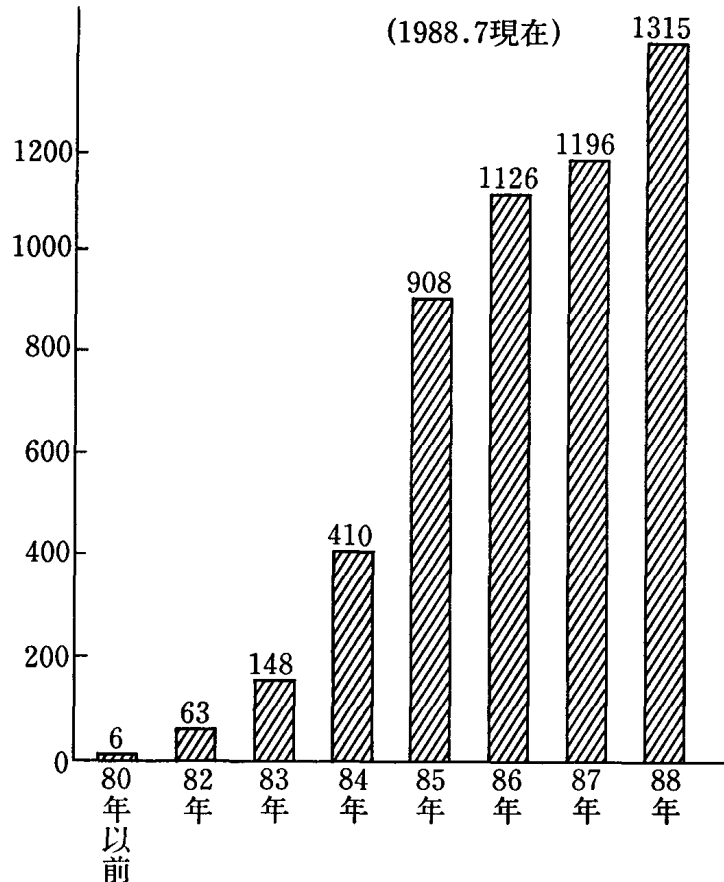
二 非核自治体宣言と非核自治体づくり

非核自治体の急増

日本における非核自治体数は、一九八〇年以前には、わずか六であった。すなわち、愛知県半田市（一九五八年六月六日）、神奈川県鎌倉市（同年八月一〇日）、東京都港区（同年一〇月一七日）、静岡県三島市（一九五九年一月二一日）、兵庫県竜野市（一九五九年二月二三日）、兵庫県明石市（一九六〇年八月一九日）などであった。それが一九八〇年代にはいると急激に増加しはじめ、一九八二年六月の第二回国連軍縮特別総会にむけての反核・平和運動の高揚以降、八二年末には六三、八二年末には一四八、八四年末には四一〇になった。八五年にはいるとその勢いはさらに増し、八五年末には九〇八となり、非核自治体の住民数が全人口の過半数（五〇・四％）を越えた。

一九八八年六月末現在では、一一府県（徳島・長野・神奈川・香川・高知・山梨・広島・福井・鳥取・大阪・愛媛）、一、三〇四市区町村、計一、三二五自治体（全自治体数三、三二五の三九・七％）に達した。⁽¹⁾ 県を含め全自治体が宣言したのは山梨・鳥取の両県である。日本の非核自治体は数の上では世界のトップに立っているといえる。「非核自治体」という概念と実態が国によってさまざまであることや地方自治制度が異なっている点を考慮しなくてはならないが、ひとつの指標になることは事実である。また、その自治体の居住人口比では日本は六〇％を越えており、ニュージーランド（人口比七二％以上）、カナダ（同六四％）、イギリス（同六〇％以上）に次いで第四位となって

表I 日本における非核自治体数の推移



(資料)『全国非核自治体宣言文集(3)~1987.8』(非核自治体通信別冊)1987年12月1日ほかより作成

表II 世界の非核自治体数

4106 Nuclear Free Zone Communities in the World as of July'88	
1 アルゼンチン Argentina	99 オランダ Netherlands
111 オーストラリア Austraria (人口比66%以上)	105 ニュージーランド New Zealand (人口比72%以上)
281 ベルギー Belgium (人口比45%以上)	140 ノルウェー Norway (非核港23)
176 カナダ Canada (人口比64%以上)	21 フィリピン Philippines (人口比25%以上)
20 デンマーク Denmark	105 ポルトガル Portugal
3 フィンランド Finland	32 スコットランド Scotland
2 フランス France	350 スペイン Spain (人口比50%以上)
184 イギリス Great Britain (人口比60%以上)	7 スウェーデン Sweden
34 ギリシャ Greece	1 タヒチ Tahiti
117 アイルランド Ireland (人口比50%以上)	151 アメリカ U.S.A (条例67)
650 イタリア Italy	1 ヴァヌアツ Vanuatu
1315 日本 Japan(人口比60%以上) (over 60% of the population)	200 西ドイツ West Germany
(88年7月現在)	

(資料)『非核自治体インフォメーション』第2号より

いる。⁽²⁾

福岡県内の宣言文の内容

福岡県では、一九八二年二月二四日、柳川市議会が「非核都市宣言に関する決議」をしていらい（八二年は自治体）、八三年二三、八四年三三、八五年一四、八六年三、八七年五、八八年六月末まで二、合計八一自治体が非核宣言をあげている。⁽³⁾ そのなかのいくつかの例を示すと次のごとくである。

◎ 「非核平和都市宣言」を求める決議

真の恒久平和は、人類共通の願望である。

しかるに、近年、世界において軍備の拡張は依然として続けられ、世界平和に深刻な脅威をもたらしていることは、全人類の等しく憂えるところである。

わが国は、世界唯一の核被爆国として、また平和憲法の本質からも再びあの広島・長崎の惨禍を絶対に繰り返させてはならない。

わが大牟田市は、日本国憲法に掲げられた恒久平和主義の理念を市民生活の中に生かし、継承していくことが地方自治の本条件の一つである。

したがってわが大牟田市は、非核三原則（作らず、持たず、持ち込ませず）が完全に実施されるよう法制化を願いつつ、あらゆる国のあらゆる核兵器もわが大牟田市内に入り、貯蔵、配備、空中輸送・核部隊の通過を拒否するとともに、核保有国に対し、核兵器の廃絶を全世界に向かって訴え、宣言することを求めるものである。

右、決議する。

（一九八三年三月十五日・大牟田市議会）

◎ 核兵器廃絶平和都市宣言

恒久平和は私たち人類共通の願望である。

核戦争の惨禍を二度と繰り返してはならない。

大牟田市は、市民一人一人の平和を願う心を結集して、あらゆる核兵器の廃絶を訴え、ここに核兵器廃絶平和都市を宣言する。

(一九八五年十二月八日・大牟田市)

この大牟田市の宣言は、市議会が一九八三年三月に、「非核平和都市宣言を求める決議」を行ない、それを受けて、自治体である市が一九八五年十二月八日に「核兵器廃絶平和都市宣言」を行なったものである。福岡県下では、小郡市、筑後市、穂波町などで、同じような手続きで宣言が行なわれている。内容的には①「被爆国」「広島・長崎の惨禍を繰り返してはならない」(被爆体験)、②「非核三原則」、③「日本国憲法(恒久平和主義)」、「地方自治」の三つを根拠としている。県下での宣言でも同じくこの三つを根拠としてあげているものが多い。その意味では標準的内容といえよう。

同市では、宣言以前にも市議会が一九八〇年に非核三原則堅持に関する意見書の採択や、八一年には核兵器完全廃止に関する決議などが行なわれ、「平和のための大牟田戦争展」が市民団体の手で開かれ、八五年には原水協系の提起した国際署名が十万以上の都市では、はじめて人口の過半数以上の署名を収めたり、分裂していた平和行進が同市で統一するなど、「世論の支持、盛り上がりがあり、ここで宣言することを決意した」(黒田大牟田市長)という背景がある。同市では宣言後、市庁舎正面に懸垂幕をかざり、市内の図書館や文化会館などの施設三十五ヶ所にパネル展示・たて看板作成・映画フィルムの購入・貸し出しなどを行なっている。

◎ 非核・恒久平和都市宣言に関する決議

世界平和と安全・人類の幸福は、諸国民共通の願いであり、いま国際的な核軍拡競争の果てしない悪循環は、あらたな核戦

争の危険を増大し、人類の生存への恐怖となっている。

私たちは、世界唯一の被爆国として、全世界の人々に、非核三原則の堅持とあらゆる核兵器の全面廃絶を訴え、人類の生存、恒久平和にむけて貢献する決意を表明し、ここに非核・恒久平和都市を宣言する。

記

- 一、この区域内では、核兵器を生産・貯蔵・配備を認めない。
- 二、この区域内では、いかなる軍事行動・軍事演習も許さない。
- 三、この区域内の地上・上空・港湾・および海浜のいずれでも、核兵器および軍事用途の核物質の通過を認めない。
- 四、軍事用途以外の核物質は、議会および自治体の許可なしには、この区域を通過させない。
- 五、自治体は、いかなる状態においても核戦争に協力する作業を行わない。
- 六、この決議を自治体は遵守し、住民への徹底をはかる。

（一九八三年一月二三日・筑後市議会）

この筑後市の宣言は、さきの大牟田市と同じく、一九八三年三月一七日に筑後市議会が「『非核平和都市宣言』を求める決議」を行なったのを受けて、一九八三年一月二三日、筑後市議会が「非核・恒久平和都市宣言に関する決議」を行なったものである。この宣言は、核兵器に関する規制だけでなく、「軍事用途以外の核物質は、議会および自治体の許可なしには、この区域を通過させない」として、原子力発電関連の核物質の規制にまで踏みこんでいること、「この区域内では、いかなる軍事行動・軍事演習も許さない」として、通常の軍事演習にまで規制を加えていること、が特徴といえよう。この宣言の時点（一九八三年）では、全国的にもユニークな内容として注目された。⁴⁾なお、「軍事用途以外の核物質」の規制は、福岡県内では、古賀町議会（一九八五年六月二〇日）、桂川町議会（一九八三年一月二六日）、稲築町議会（一九八四年三月二三日）、嘉穂町議会（一九八五年六月二九日）、穂波町議会（一九八三年一月

一三日)、庄内町議会(一九八四年六月三〇日)、頼田町議会(一九八四年三月二三日)、大木町議会(一九八四年六月二八日)、金田町議会(一九八四年三月一九日)、赤池町議会(一九八四年三月二六日)、大任町議会(一九八四年六月二三日)、などの宣言において明記されている。この数の多さが、福岡県内の宣言の特色の一つでもある。

◎ 非核・恒久平和都市宣言に関する決議

恒久平和は、人類共通の念願であり、国際的な核軍備拡大の競争は、新たな核戦争の危険を増大させている。

わが国は、核被爆国として、また、平和憲法の本質から再び広島・長崎の惨禍を絶対に繰り返させてはならない。特に甘木市においては三十九年前、一発の爆弾で三十一名の若い児童が一瞬にして尊い命を失い、悲惨な犠牲を余儀なくされている。

われわれは命の尊厳を強く認識し、世界唯一の被爆国として核兵器廃絶を全世界に訴えるとともに、この人類普遍の大義に向かって不断の努力を続けることが肝要である。

よって、甘木市は市制施行三十周年を迎えるに際し、平和への誓いを新たに決意し、ここに「非核・恒久平和都市」を宣言する。

右、決議する。

(一九八四年七月二日・甘木市議会)

この甘木市の宣言は、「特に甘木市においては三十九年前、一発の爆弾で三十一名の若い児童が一瞬にして尊い命を失い、悲惨な犠牲を余儀なくされている」と記し、十五年戦争時の地元での惨禍の体験を宣言の根拠の一つにしているところに特徴がある。福岡県内の他の自治体においてはこうした例はないようであるが、苅田町議会の『「非核苅田町宣言」を求める決議』(一九八四年二月一八日)は、「私たちの郷土周辺に航空自衛隊築城基地とナイキ基地があり、核の持ち込みや、核攻撃を受ける恐れなしとしない⁽⁵⁾」として、一步現状や実態に踏み込んだ規定を行なっている

ところもある。

日本における非核自治体づくりの到達点

非核条例の制定へ

日本の一、三〇〇をこえる非核自治体のなかには、非核宣言後、自治体として非核・平和の行動を何も行わずペーパーポリシーとなっていていところもあるが、市民とともに、創意工夫をこらした地域の非核化と平和事業の推進がなされているところも多い。そして、いくつかの非核自治体では拘束力ある非核条例の制定へと進みつつある。

まず、自治体による非核・平和のための各種施策を行なう予算措置の条例がそれである。「平和基金条例」を制定（一九八六年三月）した東京品川区では、現在二億円の基金を設け、その利子で平和事業予算を確保している。また日野市は一九八八年三月、一億円の基金を設けた。⁽⁶⁾

非核宣言をさらに具体化した非核平和条例を制定し、罰則を設け拘束力をもったものにしようとする動きが、長野県茅野市、東京中野区、神奈川県藤沢市、天理市（「非核無防備平和都市条例」案）、奈良県平群町、福井県などである。⁽⁷⁾ 茅野市ではすでに直接請求に必要な有権者数を越える署名を集めているという。⁽⁸⁾ 海外では、アメリカのシカゴ市をはじめかなりの例があるが（アメリカでは六七の条例化した自治体がある）、日本国内ではまだ実現していない。

地域の非核化として、「神戸方式」が実際の効果をあげている。「神戸方式」とは、一九七五年三月一八日の神戸市議会決議にもとづき、各国の艦艇が神戸港に入港を希望する場合、外務省を通じて各国大使館に決議の主旨を伝え、「核兵器を積載していない」という「非核証明書」の提出を義務づけ、この証明書の無い艦艇の入港を許可しないという措置をとることをいう。⁽¹⁰⁾ この方式は、国際的にも影響力を拡大し、ニュージーランドが国の政策として「核

表Ⅲ 平和関係予算の例 (1986年度)

単位 千円

自治体名	担当所管	予算総額 ()内85年度	内 容 ()は内訳額
東京都 文京区	総務課	13,305 (525)	原爆写真展・講演会の開催、ポスター・懸垂幕の掲出、宣言パネルの作成(庁舎・出先施設133カ所予定)、区報特集号の発行、平和祈念像・非核平和都市宣言碑の建設
品川区	総務課	17,223 (122,234)	憲法記念「非核平和宣言」講演会の開催、平和マーク入りTシャツ頒布開始、宣言パネルの掲示、平和への願い作文募集、図書館に平和資料コーナー設置、平和マーク入りトレーナー頒布開始。(区作成のアニメーション・平和への願いをこめた作文発表)
保谷市	秘書広報課	1,659 (874)	平和祭(729)、平和バス(870)、原爆写真展(60)
町田市	企画課	613 (795)	平和を願う映画会と写真パネル展(250)、映画フィルム購入(160)、パンフレット作成(100)、懸垂幕ほか(103)
武蔵野市	市民活動課	75,043 (9,085)	憲法小冊子作成(1,500)、市民平和集会補助(1,000)、宣言板作成(1,000)、憲法月間行事(2,520)、国際交流(16,908)、国際交流基金の創設(50,000)、夏期市民講座(1,000)、フィルム購入(700)、成人式平和講演(300)、世界連邦総会参加(115)
日野市	庶務課	2,836 (2,910)	宣言塔設置(200)、自治体間交流への旅費(228)、平和の本配布(280)、反核映画の集い(912)、広島・長崎の平和行事参加補助(1,000)、憲法記念行事(216)
静岡県 富士市	秘書課	5,735 (1,133)	宣言モニュメント建立(5,000)、映画フィルム購入(320)、児童・生徒向けパンフレット作成(200)、関係団体加入年会費(60)、関係団体総会出席(155)

非核自治体運動についての覚書（石川）

大阪市 枚方市	企画調査室	5,214 (4,811)	シンポジウム・講演会・公演会(380)、非核映画開催(300)、展示会(1,339)、関係図書購入(300)、映画フィルム等購入(790)、戦争体験記発行(808)、平和祈念式典等参加(1,297)
神奈川県 横浜市	国際室	67,000	子ども平和フェスティバル(13,000)、子ども平和大使国連派遣(12,000)、国際平和映画祭(4,000)、国際平和写真展(9,000)、神奈川芸術展補助(2,000)、国際平和年の告知(6,700)、フェスティバル(3,300)、シンポジウム(5,000)、広報・企画事業(12,000)
藤沢市	市長室	16,206 (5,278)	憲法記念のつどい(2,302)、平和展(599) 平和の輪を広げる100日間(2,245)、公民館行事(1,800)、朗読劇公演(800)、原爆被害者救援(6,960)、資料・図書等の購入(1,500)
川崎市	庶務課	40,713 (23,978)	市民のつどい(2,600)、平和展(8,140)、資料コーナー運営(3,500)、平和推進事業補助(3,000)、国際平和年記念事業企画委員会(1,000)、国連旗製作(1,001)、作文・絵画コンクール(3,392)、平和の鐘設置(6,000)、宣言額の掲出(3,080)、平和教育手引書作成(500)、平和教育映画フィルム購入(3,350)、図書館平和コーナー整備(500)、平和教育学級運営(600)
吹田市	企画調整室	3,024 (9,208)	職員研修(60)、映画会(366)、子供劇場(900)、原爆資料展(480)、平和祈念式典参加(61)、ビデオ上映(89)、ポスター・リーフレット作成(185)、平和絵葉書(180) 国連あてメッセージ送付(38)、勤労者学習講座(250)、映画フィルム購入(640)

(資料『住民と自治』1986年9月号より)

兵器積載艦艇入港拒否」をとっているのははじめ、バヌアツ（一九八三年三月二九日議会議決議）、ソロモン諸島（一九八四年二月政府措置）、セーシェル（一九八〇年一月一日政府措置）、その他アイスランド、ニューヨーク港などで運動が展開されている。⁽¹¹⁾「神戸方式」を全国の港湾都市へ拡大する方法、さらに都道府県管理の民間空港への核搭載可能機の飛来拒否についても検討されはじめている。

各自自治体の平和事業についても、町田市や宇治市をはじめ各地における平和祈念（記念）像の建設やさまざまな啓発事業、⁽¹²⁾平和教育、川崎市での「平和館」の着工、⁽¹³⁾大阪府と大阪市共同の「平和資料館」、埼玉県の「平和資料館」、神奈川県「国際平和館」構想、大阪府枚方市による「平和の船」参加者の募集、東京中野区のロンドンやドレスデン市（ドイツ民主共和国）やウェリントン市（ニュージーランド）との非核共同宣言、⁽¹⁴⁾神奈川県をはじめ諸自治体の非核自治体国際会議への参加、などさまざまな平和行政と非核民際外交の展開がある（表Ⅲを参照）。

国内でも非核自治体の連携運動として全国組織である「非核都市宣言自治体連絡協議会」のほかに、山梨・秋田では県レベルの横断組織が生まれ活動を行なっている。

(1) 『非核自治体インフォメーション』第二号、法政大学西田勝研究室、一九八八年八月一日、九および一四ページ参照。なお、『平和新聞』（日本平和委員会発行）は、一九八八年七月一〇日現在として、非核自治体を一、二八七、居住住民数七三四二万八千人（全人口の60・7%）というデーターをのせている（一九八八年七月二五号）。

(2) 『非核自治体インフォメーション』創刊号、一九八八年五月一五日、一ページ。

(3) 「みんなで福岡県非核宣言の実現をめざす会」の調査による。表Ⅳを参照されたい。なお県内の非核自治体の宣言文については、『福岡県非核宣言をめざして——福岡県非核自治体宣言文集と調査報告』（八六年度版）、みんなで福岡県非核宣言の実現をめざす会、一九八六年二月、を参照されたい。

- (4) 例えば、西田勝「非核自治体運動の現状と今後」（西田勝編『非核自治体運動の理論と実際』オリジン出版センター、一九八五年八月・刊所収）一八―一九ページ。
- (5) 前掲『福岡県非核宣言をめざして』、二八ページ。
- (6) 『平和新聞』一九八八年七月二五日、また、日野市の一九八二年度～八七年度の具体的施策とその予算については、前掲『非核自治体——抗議・学習・連帯』、一四―一四五ページに紹介されている。『月刊・非核自治体通信』第八号、一九八五年一〇月一日（非核自治体訪問）も参照されたい。
- (7) 『月刊・非核自治体通信』、第二五号、一九八七年三月一日、七ページ参照。
- (8) 『平和新聞』一九八八年七月二五日。
- (9) アメリカの非核自治体運動については、袖井林二郎「アメリカの非核地域運動」（前掲『非核自治体運動の理論と実際』所収）を参照。アメリカの条例化を実施した自治体については、『月刊・非核自治体通信』第二五号、一九八七年三月一日、に一覧表がある。
- (10) 「神戸方式」の実際については、大川義篤「『神戸方式』について考える」（前掲『非核自治体——抗議・学習・連帯』所収）、石山俊彦「非核神戸港の実験」（前掲『非核自治体運動の理論と実際』所収）などを参照されたい。
- (11) 大川前掲論文、一〇六ページ。
- (12) 例えば、福岡県八女市における平和の像の建立と啓発事業については、『非核インフォメーション』創刊号、福岡県久留米市の平和行政については、『月刊・非核自治体通信』第三三号、一九八七年一月一日、を参照されたい。
- (13) 川崎市の平和事業については、「非核・平和行政の前進のために」（『住民と自治』一九八六年九月号・所収）、一五―一六ページ。「クローズアップ・川崎市平和館」（『非核自治体インフォメーション』創刊号）を参照。
- (14) 東京中野区の非核共同宣言については、『月刊・非核自治体通信』第二九号、一九八七年七月一日、同・第三六号、一九八八年二月一〇日、を参照されたい。

三 非核自治体運動の展開とその特徴

(一) 非核自治体運動の展開過程

非核自治体運動は、一九八〇年以降、イギリスからオランダ、西ドイツ、イタリアなどヨーロッパ大陸、アメリカ、カナダなど北米大陸、日本、太平洋地域、アジアへと広がり、国際的な流れを形成し、さらに発展しつつある。

周知のように、反核（非核）平和運動が全世界的規模で発展するようになったのは、一九八〇年代に入ってからのことである。その直接的契機としては、一九七九年一月二月におこなわれたNATOの「二重決定」やアメリカ・レーガン政権の登場とその限定核戦争構想の発表などによって、多くの人々が核戦争の現実性と核戦場化の危険をじかに感じるようになったことがあげられよう。とりわけ、生活の場が核戦場に想定された西ヨーロッパ諸国の人びとのあいだに、さまざまな運動が展開されはじめた。

一九八〇年四月、西ヨーロッパ諸国の反核平和団体の共闘組織として、「ヨーロッパ核廃絶運動」(European Nuclear Disarmament, END)が発足した。そして西ヨーロッパ諸国では、その年の一月月国連軍縮週間を契機に、これまで考えられなかったような数の参加者による大規模な反核デモや集会がおこなわれた。例えば、九月の西ドイツのボン集会は三〇万人、一〇月のロンドン集会は八万人。ロンドンでは、翌八一年一〇月のハイドパーク・ラリーでは一五〇二五万人、八二年六月六日、二五万人、八三年一月二十二日には四〇万人を記録した。西ドイツでは、八一年一月一日のボン集会は三〇万をこえ、八二年六月のボン集会は四五〇万人、八三年にはボン、ハンブルグ、シュツットガルト、西ベルリンで反核連鎖行動がとり組まれ、一五〇万人が参加したといわれている。⁽²⁾

反核運動の高揚を、佐藤昌一郎氏は次のように特徴づける。①反核運動の国民的拡がり、反核デモンストレーションへの参加者の急増、②この運動の主体の新しい形成と古い平和団体の運動との連合によるいわば幅広い統一戦線の運動の発展、③欧米では教会の果たしている役割が大きいことと、知識人や各種の専門家が組織を作り反核運動で重要な役割を担っていること、④草の根の反核運動の展開のなからきわめて多様で多彩でオリジナリティ（創造性）に富む運動の形態が造出されてきたこと、⑤非核地帯・地域をめざす運動の展開、である。このような特徴をもった反核運動のなから、⑤でも指摘されているように、非核自治体運動が生まれてくるのである。

発祥の地であるイギリスの非核自治体運動と、その一つの発展形態を示しているニュージーランドの非核自治体運動を少し詳しくみてみたい。

（二）イギリス

イギリスでは、国内外の反核気運の高揚を背景として、イギリス労働党が党大会（一九八〇年一〇月）において「巡航ミサイル、パーシングⅡ型、トライデント・ミサイルの廃棄と一方的核軍縮」などを決定し、核兵器・核基地のイギリスからの一方的撤去を方針として掲げた。同党の影響とENDの「ポーランドからポルトガルまでの非核地帯を」という呼びかけに応えるかたちで、同年一〇月から十一月にかけてマンチェスター（Manchester）、リーズ（Leeds）、シェフィールド（Sheffield）などの都市で非核自治体が誕生した。イギリス産業革命発祥の地として知られるマンチェスター市議会の非核宣言は、「市議会は、我が国における核兵器の存在は、マンチェスター市民の安全と福祉に対する全般的な脅威の因となっていることを確信する。それ故市議会は、女王陛下の政府に対し、巡航ミサイルの配備とトライデント・ミサイルの購入とを中止するよう要求する」⁽³⁾（一九八〇年一〇月一日）と述べている。同年一月五日、マンチェスター市議会はさらに次のような宣言を発した。

「市議會は、核兵器の脅威に関する、その既定の政策にかんがみ、当市の市域内において、如何なる種類を問わず、すべての核兵器の製造、配備を行なわないよう、女王の政府に要求する。

我々は、核兵器の破壊力の巨大さを承知しており、この要求が当市の範囲だけにとどまるならば、殆ど意味を持たないであろうことを認識している。その故に、我々はイングランド北西部の近隣自治体、さらに、大ブリテンのすべての地方自治体が、その市民の名において、同様の声明を出されるよう直接に呼びかけるものである。

核による大量虐殺の執行者となることも、その標的となることも、共に住民の利益に反する。この点を明確にする声明を行うことは、我々によって代表される住民の希望を明示する途であり、また、ヨーロッパに非核地帯を設定し、さらに、それを拡大するという事業の基礎となるであろうことを確信する。」⁽⁴⁾

この宣言は、いわば「女王の政府」に対する核兵器の製造・配備の中止を要請するプロテスト的非核宣言といえる。イギリスにおける非核自治体第一号と目されているマンチェスター市（市議會）は、その後、第一回イギリス非核自治体会議の開催をよびかけたり（一九八一年一〇月開催）、非核マンチェスター市諮問委員会を設置し、非核・平和事業を強力に推進した。⁽⁵⁾

イギリスの非核自治体運動は、一九八一年にはウェールズ地方に広がり、八二年六月六日には首都大ロンドン市議會（Greater London Council）の歴史的な非核宣言を生み出した。その過程で、非核宣言の内容も政府に対する抗議・要請から自治体論をふまえた自治体独自の非核政策の追求を含めたものへと深められた。

『なぜ大ロンドン市議會は非核ロンドン宣言を行なうか』は、次のように述べる。

「非核ロンドン 一九八二年六月六日 日曜日、大ロンドン市議會はロンドンを非核地帯と宣言する。（略）

核廃棄物からの危険 ロンドン市民は、しばしば秘密裡に、人口過密地帯の鉄道や道路を通る核物質によって日々危険にさら

されている。南東部の三つの原子力発電所からの使用済み核燃料棒は、すべてロンドンを通じてウィンズケール（Windsor）にいく。兵器の移動も知られているが、詳細はほとんど入手できない。（略）

民間防衛の価値　大ロンドン市議会は、核攻撃に対して民間防衛を供与するよう法令で義務づけられている。われわれは、かかる措置は核戦争から全人民を守る効果的手段とはなりえず、したがって最善の保護は平和を求める運動であると信ずる。核戦争はもはや考えられないことではない。（略）⁽⁶⁾

以上のような認識のうえに立って、次の五点がうちだされる。⁽⁷⁾

- ① 大ロンドン地域内で核兵器を製造もしくは配備してはならない。
- ② 核兵器または軍事目的の核物質を大ロンドン地域内および上空を運搬してはならない。
- ③ 他のいかなる核物質も、議会からの特別の認可なしに大ロンドン地域内を運搬してはならない。
- ④ いかなる新たな原子力発電所もロンドンに建設されてはならない。
- ⑤ 地方自治体に民間防衛を指令している現在の法的義務は廃止すべきである。

この宣言は、内容的にも具体性をもっており、原子力発電所関連の核物質についてもふみこんだ措置が規定されている点で注目される。だが、この宣言の意義はそれだけにとどまらない。軍事や核問題（原発を含めて）は、中央政府の専管事項であり、自治体は取り扱うことのできない性格の問題だとする従来からの見解を、市民の生存と安全を守るこそ自治体の責務だとする自治の論理と理念を対置して克服しようとした点が重要であり、さらに、非核・平和の実現を現在の政府に期待できないのであれば、市民が主権者・主体者として自分たちが皆として利用できる自治体を使って実現しようとした点で意義がある。⁽⁸⁾

(三) ニュージールランド

南太平洋地域における非核自治体運動は、草の根からの運動として一つの典型的なケースであると考えられる。南太平洋では、ニュージールランドの運動が注目される。ニュージールランドの反核・平和運動は、女性解放運動、環境保全運動、それにマオリ文化の復権の運動などと結びついて、多数の非核自治体を生みだし、核兵器積載艦の入港禁止をはじめとする非核政策をとる「非核の政府」を実現させている。

ニュージールランドは、一九七〇年代にも労働党政府が非核政策をとったことで知られている。一九七二年から七五年までが政権担当期間であったが、フランスの南太平洋での核実験を止めさせるために軍のフリゲート艦をムルロア環礁へ出動させて抗議した。しかし、そのときは、コミュニティの草の根運動の支持はまだなく、一九七五年の選挙で敗北した。今日の「非核の政府」の場合は、非核自治体運動による確固たる草の根の支持がある点で前回と違っている。一九八〇年の時点では、グリーンピース、核軍縮キャンペーン、国際婦人平和連盟など僅かな平和グループは存在していたが、クライストチャーチ (Christchurch) のグループが非核自治体運動を始めるまで、コミュニティに根をはった運動はほとんどなかったのである。

ニュージールランドは、長期間イギリスに、第二次大戦後はアメリカに政治的外交的に従属し、ANZUS同盟によってアメリカの核戦略体制に組みこまれた国であった。それがベトナム戦争の一つの契機としてアメリカやANZUSからの自立の問題が提起され、自立を支える文化的アイデンティティの軸として土着の先住民マオリの存在が新しい意味をもってきた。⁹⁾ 前述のように、ニュージールランドは南太平洋でのフランスの核実験をはじめ、海洋の核軍事化に強く反対するが、核実験の被害一つとってみても、南太平洋諸島の住民の直面している状況と同根の問題であることが意識されはじめたわけである。このことは、いわばヨーロッパ中心主義的だったニュージールランド平和運動の視

野を広げ、反核・平和と太平洋諸島の現地住民の闘いとを結びつけた。

一九八〇年に、ハワイで非核独立太平洋運動（NFIP）が結成され、同年ニュージーランド・オークランド市でも、マオリ族や太平洋諸島の活動家が中心となって、太平洋人民反核行動委員会（PPANAC）が結成された。PPANACは、核兵器反対と土地にたいする権利と現地住民の自決を結合させ、政治的リアリズムをうちたてた。PPANACの影響によって、どんな非核地域であれ、ウラン採掘や土地・漁業資源の損失、島民の被曝者、太平洋の現地住民の政治的権利を無視しては所詮空虚な構想でしかないということが、ニュージーランドの平和運動に自覚されるようになった。PPANACは、ハワイ、オーストラリア、バヌアツ、タヒチ、ミクロネシア、マーシャル諸島、ニューカレドニア、パプア・ニューギニアのNFIPの諸団体と密接な協力関係を結んだが、そのことは国境をこえた民際的連帯の傾向を強めた。⁽¹⁰⁾

一九八二年にニュージーランド・アオテアロア平和運動（アオテアロアとはニュージーランドのマオリ語名）が発足し、平和運動を全国的に推進するための常設的な平和事務局の役目をはたした。また南太平洋の人民との連帯・マオリ文化の見直しと結びついた草の根反核・平和運動は、個々の組織や個人の自立性を大幅に認めたくえでの連携によって、あせらずじっくりと作業を進めていくという活動スタイルを生みだした。⁽¹¹⁾

一九八一年一〇月に開かれた第二回ニュージーランド全国平和討論集会は、ニュージーランド非核地域委員会（NWZ）の結成を決定した。この非核自治体運動が拡大したのは、一九八三年の核軍縮国際女性デーにおける女性の行動以後であるという。⁽¹²⁾ 非核自治体運動を支えている大部分は女性であるともいう。⁽¹³⁾ オークランド市（非核自治体）やマウント・エーデン（同）は女性市長である。非核地域委員会は八三年に地方自治体の支持を獲得する運動を展開する。市町村議会において、議会の決議ないし住民投票により、非核宣言をおこなう運動が推進された。八二年一〇

月には非核自治体は、ウェリントンやクライストチャーチをはじめ一八であったが、八三年九月にはその数は四九、そこに住む住民は全人口の四一%を占めるまでになった。⁽¹⁴⁾ 例えばオークランド市は、八三年八月、非核宣言を二二対一〇で決議したが、同市は七カ月前に宣言案を二三対九で否決したばかりであった。この変化には運動の進展と国民の世論の動向が反映されていた。

クライストチャーチ市（人口二九万人）が非核宣言をしたのは一九八二年三月であるが、「核兵器の配置、実験もしくは通過の禁止」「核戦争で標的となる通信施設を地域内で禁止する」と規定している。この宣言が核戦争の遂行に不可欠な通信施設を禁止しているのは注目し得る。核兵器は運搬・発射・通信手段なしには本来の機能を發揮できない。したがって、非核の「核」には、核兵器だけでなく、「核兵器システム」全体を問題にするのは当然のことであろう。なお、クライストチャーチ市議会の宣言には、原子力発電所関連の規定はないが、オークランド市マウン・ト・エーデンの非核宣言は、病院のアイソトープ使用などは認めつつ、原子力発電所の設置、核燃料の移動、通過を禁止しているという。⁽¹⁵⁾

ニュージーランドでは現在までに、一〇二の自治体（人口比にして七二%以上）が非核自治体となり、こうした運動が原動力となって、非核の世論を形成し、それが国民的合意となり、動揺していた労働党政府を決断させ、非核政策を実行する政府へと前進させたのである。ニュージーランドは一九八五年南太平洋非核地帯条約（ラロトンガ Rarotonga 条約）に加盟したが、一九八七年六月には、「ニュージーランド非核地帯・軍縮・軍備管理法」が制定され、国民の非核・平和に生きる権利が法的にもうらづけられた。

(1) 一九八〇年代以前にも、非核地帯・地域を実現するための構想や闘いがなかったわけではない。例えば一九五〇年代に

は、ソ連（五六年三月）、ポーランド（五七年一〇月）などの提案による、東西ドイツを中心としたヨーロッパ「非核地帯」構想があり、とくにポーランドは二次案・三次案を提示して積極的に実現のために動いた。この構想は、アメリカ、西ドイツなどの反対で進展をみなかった。（詳しくは前田寿『軍縮交渉史—一九四五年—一九六七年—』東京大学出版会、一九六八年、などを参照）しかし、この場合、自治体の非核化に中心が置かれていたわけではなく、今日の非核自治体運動とは発想の点を含めて明確な相違がある。

(2) 例えば、佐藤昌一郎『世界の反核運動』新日本出版社、一九八四年、二六—三三ページを参照。なお、同書は、反核運動の飛躍的發展の特徴を概括的に整理しており興味深い。以下の叙述においても参考にした。

(3) 『核兵器 つくらず 持たず 持ち込ませず——非核自治体宣言集(3)——』原水爆禁止東京協議会、一九八三年八月、五六ページ。

(4) 同、五六ページ。

(5) マンチェスター市議会の非核地域に関する事業一覧（要約）は次のとおりである。

① SANA（核兵器に反対する科学者の会）及びCNDと協力し、市の局長、市議員を対象とする講座、研究会を開催し、民間防衛計画及び核攻撃が市に与える影響についての知識を普及すること。

② 公有建物の外壁に反核を表示する旗、吊り幕（平和の鳩）を掲示すること。

③ 非核地域であることを示す道路標識を市の境界上の道路に設置すること。

④ 核問題の解説資料、ポスター、パンフレット類を公共建物、学校等に於て一般に配布すること。

⑤ 市の広報紙に継続的な解説を掲載すること。

⑥ 市の掲示板に市議会の政策を掲示し、平和行事の周知をはかること。

⑦ 固定資産税の徴収令書に、軍事費の額を明示する資料を添付すること。

⑧ 確認された平和団体に、会館、公園、公設マーケットの売場区画等を無料又は実費で供用すること。

⑨ 平和団体の提供する資料を市の部局に定期的に回覧すること。

⑩ レニングラード市との間に反核平和を共同目標とする姉妹提携を締結するよう努力すること。

⑪ 非核地域運動を進めている東ヨーロッパ及びアメリカの市との間の友好提携を進めること。

- ⑫ 市議会の指名により、地方衛生本部（注・「民間防衛計画」では、イギリス全土は十二の「地方 Region」に分割され、参謀長会議が統轄する軍政状態が出現するとされている）及び県衛生本部に出席する部員に対し、市議会の政策にもとづいて行動し、それぞれの本部の臨戦計画に市の政策の影響を及ぼすよう努力することを求めること。
- ⑬ “平和の鳩”を市の所有する車輛に表示すること。
- ⑭ 他国にある“マンチェスター市”に対し、本市の運動を支持するよう働きかけること。
- ⑮ 大マンチェスター県と引きつづき協力し、反核の事業の展開をはかること。
- ⑯ 市選出の国会議員に働きかけ、国と地方の各レベルにおける反核の事業に全面的協力を求めること。
- ⑰ 非核地域に関する事業と政策に一元的に責任を持つ市職員幹部を正式に任命すること。
（『核兵器 つくらず 持たず 持ち込ませず——非核自治体宣言集(3)』五七—八ページ）
- (6) Why the GLC is declaring London a Nuclear Free Zone, 1982 (チラシ版)、および前掲『非核自治体——抗議・学習・連帯』二四五—ページ参照。
- (7) 同
- (8) 佐藤昌一郎「ロンドン非核宣言の自治体精神」（『住民と自治』一九八二年九月号・所収）参照。
- (9) 坂本義和「非核自治体運動を展望する」（『非核自治体通信』第七号、一九八五年九月一日）、七ページ。以下の叙述においても参考にした。
- (10) Wayne Robinson, “New Zealand folds the nuclear umbrella” W・ロビンソン「ニュージーランドは核の傘を折りたたむ」（『世界』一九八五年一〇月号）一五三—ページ。以下の叙述においても参考にした。
- (11) 例えば、「アオテアロア平和運動」のオークランド代表ポーリン・サーストン（主婦）は次のように語る。「私たちの平和運動は中央からの指令は全くありません。私たちの運動は一切の政党と関係していません。本当の草の根です。あまりに草の根なので、何かを組織しようとするのが極めて困難です。カオスです。しかし、主な都市のセンターは平和グループとの間によりネットワークと相互支援のシステムをもっています。センターは非常にラジカルなグループとも保守的なグループともつながり、すべてが励まされます。中央的なコントロールは一切しません。一人のスポークスマンが外にむかっていつも話すことはしません。それぞれのグループがポリシイとスポークスマンをもちます。」（ポーリン・サーストン

「立ち上がったニュージールランドの女たち」『クライシス』第二四号、一九八五年秋季号、八一ページ。

また、「八三年一〇月に開かれた平和討論集会で……全員一致の意志統一と全国的運動の展開というPMNZのかかげる理念は否定された。……そして、個々の団体の自立性を大幅に認めたくえでの連携によって協力作業をすすめていくのが最善だと考えられるようになったのである。それは平和運動が全体として統一的な政策を提示すべきだという考えを事実上放棄することであった。」（W・ロビンソン前掲論文、一五六ページ）

(12) サーストン前掲インタビュー、七九ページ。

(13) 天辰武夫「ニュージールランドの非核運動」(前掲『非核自治体運動の理論と実際』所収)、一七二ページ。

(14) ロビンソン前掲論文、一五四ページ。

(15) 天辰前掲論文、一七四ページ。

四 非核自治体運動の歴史的意義

非核自治体運動は、反核・平和運動と自治体運動との接点に生まれた運動である。市民（住民）が主体者・主権者として、自治体をテコに非核・平和の実現を目指すところに特徴がある。非核自治体運動はいかなる意義をもつものであるか。元東京中野区長の青山良道氏は、自治体が非核宣言を行なうことの意義について次の点をあげている。⁽¹⁾

- ① 平和政策が自治体の政策（組織）目標として、正式に確認、ないし認知させる点。
- ② 非核宣言が政府に非核三原則を守らせていくための大きなエネルギーになる点。
- ③ 平和に対する国際間の絆を市民レベルで強めていく点。

この三点をふまえて、非核自治体運動の歴史的意義についてふれてみたい。それは次の六点である⁽²⁾と考える。

第一には、市民に、結集の形態と社会的意思決定の枠組みを提供したことである。

第二には、市民が自治体を「自治体化」する回路を提供したことである。

第三には、市民が主権者として、国家の専管事項とされていた軍事問題・核問題にかかわる具体的回路を提供したことである。

第四には、「無防備地域」への回路を開いたことにある。⁽³⁾

第五には、「非核の政府」ないし「非核の国家」から核廃絶への展望を開いたことである。

第六には、市民の国際的連帯への回路を開いたことである。

以下、とくに一～三について論じたい。(なお、四～六は紙数の関係で別に論じたいと考えている。)

市民と自治体

第一の意義は、市民に結集の形態と社会的意思決定の枠組みを提供したことである。

今日、地域社会で生活する者にとって、安全と生存を確保しようとする核問題(核兵器システムのみならず原発を含む)にぶつからざるをえない。その場合、これまでも国家レベルの核問題へ影響を与えようとする運動が展開されてきたが、手ごたえという点では雲をつかむような要素があったため、多くの人々を結集できなかったことも事実である。非核自治体運動は、身近なところから「大政治」への回路を提供した。人間は通常、身近なことには理解や共感を示すが少し遠いものには、あまり関心を示さない。なかなか「大政治」まで及ばない。ところが、非核自治体運動は、核問題に関連して社会的意思決定の枠組みを提供することで人々を「大政治」への回路をもつ決定に参加できるようにした。また、非核自治体運動は、地域生活の場を基礎としているだけに思想・信条の相違を認めあいながら、核廃絶と非核・平和の目的で共同できるすべての人々を結集できる可能性をもっている。

第二の意義は、市民が自治体を「自治体化」する回路を提供したことである。

非核自治体運動は、地域を「自治体化」する努力をともなっている。これまでも日本国憲法に規定される人権を実現するためのさまざまな努力がなされてきたが、「平和に生きる権利」については自治体ないし自治体運動のなかで大きな位置をしめることはなかった。非核自治体運動をわが国の自治体運動史の「一大画期」と評価する池上洋通氏は、次のように論ずる。

「例えば『交通安全都市宣言』、あるいは『障害者福祉モデル都市宣言』『緑化都市宣言』等々。これらの行為が、各自治体の主体的行為であることはいうまでもないのですが、同時にいずれもが国政府の推奨のもとに、一定の法制度をバックにしたものであったことは明らかでした。これに対して非核宣言は何よりもまず自覚的、自主的な文字通りの自治に基づく行為であるという点で、きわめて大きな特徴をもっています。と同時に、それは交通事故の問題や障害者の福祉や緑化の問題等と比べると、明らかに抽象的・一般的なテーマでもあります。つまり、だからこそこのテーマの『生活化』ということが重大な課題となるのであり、こうしたテーマを自治体のレベルで宣言することが画期的であるといえるのです。

しかしこのことは、この宣言が他の宣言活動と比べて簡単に形骸化する可能性を持っていることを示しています。しかも重要なことは、現在のわが国では、政財界などの指導勢力が、その形骸化を狙い、軍拡の道を推進しようとしていることです。この点でも、まさに自治体の『自治的力量』そのものが問われているわけです。⁽⁴⁾」

第三の意義は、市民が主権者として、国家の専管事項とされていた軍事問題・核問題にかかわる具体的回路を提供したことである。

軍事力を正統的暴力として独占的保持を特徴とする国家レベルからは、軍事力の縮小という動きは出にくい。軍事力の縮小どころか軍拡が癌細胞の増殖のように進んでいる。このような増殖状況に歯止めをかける抵抗体は市民自治

以外にない。市民の生活の論理こそ軍事の論理と真向から対立するものだからである。したがって、市民の生活の論理を体现する自治体の論理で、国家の軍事の論理に圧力をかけることは有効であろう。市民はこれまでも戦争に反対し、軍事力拡大に反対してきたが、それはいうならば「反対・抵抗」とどまり、自らの手のとどくところに有効な砦を築くことはできなかった。非核自治体運動は自治の論理をテコに軍事問題・核問題についての具体的回路を発見した。

市民が主権者として軍事問題・核問題にかかわるとき、「自衛権」の認識も変わるはずである。まだこのような認識が一般的になっているわけではないが、市民と「自衛権」の関係について、松下圭一氏は次のように論じた。

「これまで、△国家△の本来の属性として自衛権があるのかのごとく、保守・革新双方が論じてきた。はたしてそうであろうか。

自衛権は、むしろ△市民△一人々々が持っている。この市民個人の自衛権が、国ないし中央政府に『信託』されはじめて、国の自衛権が副次的に成立する。もし、中央政府が、その信託された権限としての国の自衛権の行使について、憲法に違反したり政策をあやまるならば、国ないし中央政府への信託は解除され、自衛権は本来の主体たる市民個人が直接行使する。市民個人は、レジスタンス、あるいは国内・国外亡命をはじめ⁽⁵⁾める。」

市民が「自衛権」を直接行使する形態として、松下氏はレジスタンス、国内・国外亡命をあげているが、じつはその行使する今日的形態こそ非核自治体運動であるといえよう。

このように非核自治体運動は、市民と自治体の新しい関係の一ページを開く可能性を含んでいるのである。

- (1) 青山良道『非核都市運動』エイデル研究所、一九八五年、一四〇―四二二ページ。
- (2) 『月刊・非核自治体通信』の各号における論考を参照させていただいた。とくに参考にした号数は、以下のとおりである。七号、十二号、十三号、二五号、二九号、三〇号、三六号。
- (3) 「無防備地域」については、次を参照されたい。林茂夫編『△非防守地区▽運動のすすめ——平和・防衛論議への積極的提案——』、国民文化会議、一九八三年。同編『非核都市宣言と無防備地域運動のねらい』、国民文化会議、一九八三年六月。篠原一他「反核運動と自治体の役割」（『二一世紀への思索——続・転換期の思想』、新地書房、一九八六年刊・所収）一八〇―二一〇ページ。吉田善明『地域からの平和と自治』日本評論社、一九八五年、一七―二七ページ。
- (4) 池上洋通「自己実現と地域の自治体化の営みのなかで」（前掲『非核自治体——抗議・学習・連帯』所収）、一三九―四〇ページ。
- (5) 松下圭一『毎日新聞』、一九八三（昭和五十八）年十一月二二日付夕刊。

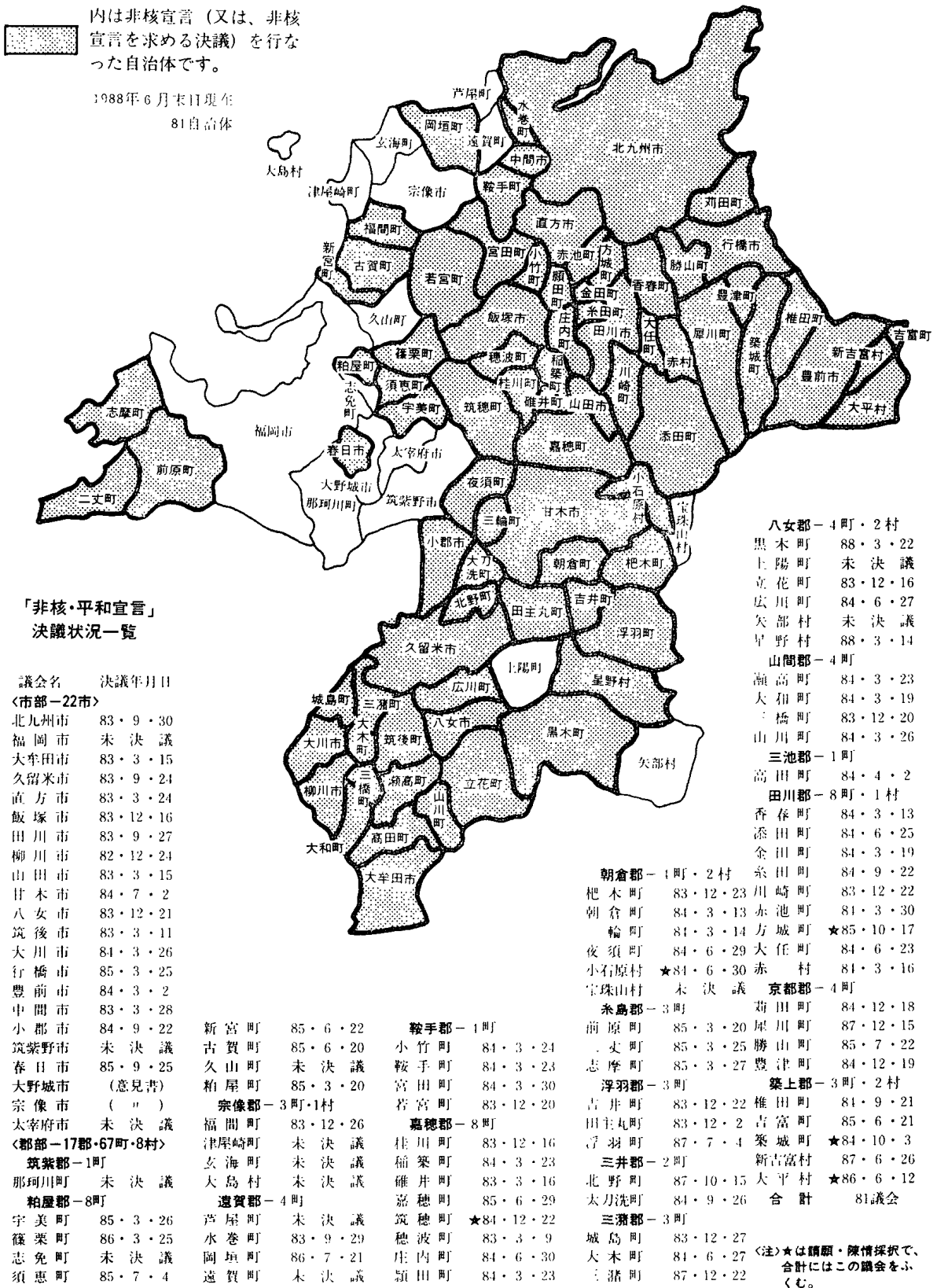
おわりに

以上みてきたように非核自治体運動は、さまざまな可能性を有し、多様な意義をもった運動であると考えられる。だが、この運動は緒に付いたばかりであり、この運動がいかなるものを創りださうるかは、今後の運動の展開にかかっている。

本稿では、理念的な側面を中心とした考察にとどまったが、今後より実体的側面についても明らかにしたいと思っている。

（一九八八年八月）

表IV 福岡県内の非核自治体



主要参考文献（邦語のみに限定）

(1) 単行本

- 西田 勝編『非核護憲都市宣言運動のすすめ』オリジン出版センター、一九八三年
長洲一二・坂本義和編『自治体の国際交流』学陽書房、一九八三年
青山良道『非核都市運動』エイデル研究所、一九八五年
吉田善明『地域からの平和と自治』日本評論社、一九八五年
西田 勝編『非核自治体運動の理論と実際』オリジン出版センター、一九八五年
宮崎・篠原・平田・中山『二一世紀への思索―続・転換期の思想』新地書房、一九八六年
森田俊男編『非核自治体―抗議・学習・連帯』汐文社、一九八七年
E・P・トンブソン他（山下史他訳）『核攻撃に生き残れるか』連合出版、一九八二年
古在由重『草の根はどよめく』築地書館、一九八二年
E・P・トンブソン他（丸山幹正訳）『世界の反核理論』勁草書房、一九八三年
吉川勇一他『反核の論理』拓植書房、一九八二年
E・P・トムスン（河合秀和訳）『ゼロ・オプション―核なきヨーロッパをめざして』岩波現代選書、一九八三年
篠原 一編『ライブリー・ポリティクス―生活主体の新しい政治スタイルを求めて』総合労働研究所、一九八五年
近藤和子・福田誠之郎編『ヨーロッパ反核79―82・生きるための選択』野草社、一九八二年
佐藤昌一郎『世界の反核運動』新日本出版社、一九八四年
初瀬龍平編『内なる国際化』三嶺書房、一九八五年
池上洋通『自己実現の時代の地域運動』自治体研究社、一九八七年
藤田秀雄・谷岡重剛編『地域の平和学習』立正大学文学部教育学研究室、一九八七年
非核の政府を求める会『核抑止か核廃絶か』大月書店、一九八八年
藤田久一『国際人道法』世界思想社、一九八〇年

『市民の平和白書84』（法学セミナー増刊）、日本評論社、一九八四年

『国際政治学入門』（法学セミナー増刊）、日本評論社、一九八八年

『現代の軍縮問題』（『国際政治』八〇号）、日本国際政治学会、有斐閣、一九八五年

(2) パンフレット

みんなで福岡県非核宣言の実現をめざす会『福岡県非核宣言の実現をめざして——一二・六反核討論集会の記録』、同会

一九八五年四月

同『福岡県非核宣言をめざして——福岡県非核自治体宣言文集と調査報告（八六年度版）』、同会、一九八六年二月

原水爆禁止日本協議会『原水爆禁止市区町村平和行動のために』、同協議会、一九八二年一月

原水爆禁止東京協議会『核兵器 つくらず 持たず 持ち込ませず——非核都市宣言集(1)』、同協議会、一九八二年一月

同『核兵器 つくらず 持たず 持ち込ませず——非核自治体宣言集(3)』、同協議会、一九八三年八月

広島県府中町編『非核宣言シンポジウム・非核都市宣言の輪を広げよう 報告集』、同町、一九八三年三月

林 茂夫編『△非防衛地区▽運動のすすめ——平和・防衛論議への積極的提案——』、国民文化会議、一九八三年

林 茂夫編『非核都市宣言と無防備地域運動のねらい』、国民文化会議、一九八三年六月五日

地方自治センター編『非核平和都市宣言・決議集』、同センター、一九八四年七月

広島県府中町編『非核都市宣言自治体連絡協議会結成総会報告書』、同町、一九八五年三月

自由民主党国民運動本部『反核運動の欺瞞と危険性——非核宣言運動を正しく理解するために——』（部内資料）、同本部、一

九八五年一二月

自由民主党国民運動本部編『“非核都市宣言”は日本の平和に有害です』、自由民主党広報委員会出版局、一九八五年一二月

長崎平和推進協会『一九八八 ナガサキ 平和のあゆみ』、同協会、一九八八年三月一日

(3) 機関紙・誌、雑誌

『月刊・非核自治体通信』、法政大学西田勝研究室、一九八五年三月～一九八八年二月（のちに全三冊の合本）

『非核自治体インフォメーション』、法政大学西田勝研究室、非核ネットワーク、一九八八年五月（創刊）

『みんなで福岡県非核宣言の実現をめざす会ニュース』、みんなで福岡県非核宣言の実現をめざす会、一九八四年四月（創刊）

『福岡の暮らしと自治』（月刊）、福岡県自治体問題研究所、一九七八年一月（創刊）

『被団協』（月刊）、日本原水爆被害者団体協議会

『平和研究』（日本平和学会、早大出版部）

『広島平和科学』（広島大学平和科学研究所センター）

『平和文化研究』（長崎総合科学大学長崎平和文化研究所）

『軍事民論』（季刊）、軍事問題研究会、三一書房

『軍縮問題資料』（月刊）、宇都宮軍縮研究室

『クライシス』（季刊）、社会評論社

『平和新聞』（旬刊）、『平和運動』（月刊）、日本平和委員会

『住民と自治』（月刊）、自治体問題研究所、自治体研究社

『ヒロシマ・ナガサキの証言』、広島・長崎の証言の会

『月刊社会党』、『月刊公明』、『前衛』、『文化評論』、『世界政治』、

（付記）資料等については、森茂康教授（九州大学教養部）をはじめ、福岡県内各自治体の関係者、「みんなで福岡県非核宣言の実現をめざす会」「原水協」「原水禁」「自治労」等の諸団体や市民運動関係の多くの方々にお世話になった。厚く御礼を申し上げます。